

令和7年度分

半田市通所型サービスB 地域支え合い型補助金 交付申請書作成の手引き

提出期限 令和7年4月23日（水） <メール・郵送提出も可>

- 提出書類**
- ①補助金交付申請書（様式第1号）兼 事業計画書(付表4)
 - ②収支予算書
 - ③参加者名簿
 - ④個人情報保護に関する誓約書

1 目次

半田市通所型サービスB 地域支え合い型補助金の概要	· · · · · P.2-4
①補助金交付申請書（様式第1号）・事業計画書(付表4) の記入例	· · · P.5
②収支予算書の記入例	· · · · · P.6
③参加者名簿の記入例	· · · · · P.7
④個人情報保護に関する誓約書の記入例	· · · · · P.8
半田市通所型サービスB 地域支え合い型補助金手続きの流れ	· · · · · P.9
通所型サービスB 補助金Q & A	· · · · · P.10-11

2 市ホームページから申請書類等をダウンロードする場合

- ホーム > 健康・医療・福祉 > 健康・健診 > 健康づくり > 高齢者の健康 >
令和7年度通所型サービスB 地域支え合い型事業
- <https://www.city.handa.lg.jp/kenko/kenko/1002313/1005515/1009566.html>

※提出する前に、P.10-P.11「通所型サービスB 補助金Q & A」をご覧いただき、不備がないか確認の上ご提出ください。

3 送付先・問い合わせ先

健康課健康長寿担当 石橋・山本
〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地
電話 0569-84-0662
Eメール kenkou@city.handa.lg.jp



半田市通所型サービスB 地域支え合い型補助金の概要

半田市通所型サービスB 地域支え合い型事業とは

- ・地域のボランティアグループなどが運営する「高齢者の介護予防・重症化予防のための通いの場」のことです。
- ・主に要支援者を対象とした事業です。

■補助対象となる事業

- (1) 次のいずれかを実施していること
- ア 運動機能向上に資する体操、運動に関する事業
 - イ 低栄養防止、食生活改善に関する事業
 - ウ 口腔機能向上に関する事業
 - エ 介護予防または認知機能低下予防のための各種学びのプログラム等の事業
 - オ 介護予防のために医療機関や介護保険施設等が自主的に行う事業
 - カ その他、介護予防に資すると市が認める事業
- (2) 1年のうち少なくとも 10以上の月にわたって事業を実施し、かつ、年間の実施回数が20回以上であること。
- (3) ①「補助対象者」型の場合
要支援者等が年間延べ10人以上利用した団体であること。
②「事業対象者」型の場合
事業対象者が年間延べ5割以上利用した団体であること。
- (4) 1回当たりの実施時間は1時間以上であること。
- (5) 市内において事業を実施すること。

勝敗、競争を目的としたものではなく、運動機能の維持・向上を目的とし、虚弱な人も参加できるものです。

用語解説 「要支援者」とは・・・

介護保険の申請に基づいて市が認定調査を行い、支援及び健康状態の悪化を防止する必要があると認定された方をいいます。

支援の必要性に応じて「要支援1」と「要支援2」があります。

■補助金の種類と内容

① 「補助対象者」型

種類	補助内容	年間の要支援者等の延べ利用者数	補助限度額
運営費補助	活動の運営に必要な経費 【参考】 「運営費補助に計上できる経費」(次ページ) 「補助金Q & A」(手引きP.10~P.11)	10人以上20人未満	年額 48,000円(上限)
		20人以上40人未満	年額 72,000円(上限)
		40人以上60人未満	年額 96,000円(上限)
		60人以上80人未満	年額 108,000円(上限)
		80人以上	年額 120,000円(上限)
立ち上げ支援補助	活動を新たに開始するために必要な経費	活動を開始する初年度のみ	年額 30,000円(上限)
施設利用補助	半田市内の施設を利用する場合に必要な施設利用料		年額 36,000円(上限)

② 「事業対象者」型

要支援者等がいない団体で次の要件を満たした場合、補助を受けることができます。ただし、補助を受けられる期間は原則1年です。

■基 準：事業対象者が全参加者のうち5割以上参加していること。

■判定方法：市、包括支援センターが団体へ伺い、調査します。

■金 額：「運営費補助」は上限 36,000円

「立ち上げ支援補助」「施設利用補助」は①と同額

※詳細につきましては、申請前に半田市健康課へお問い合わせください。

用語解説 「事業対象者」とは・・・

健康状態を把握する「基本チェックリスト」を実施した結果、加齢に伴って心身機能が衰える「フレイル」であると判定された方

■補助対象とならない事業

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動又はこれに類似する事業
- (2) 構成員のみで活動するなど参加者が限定される事業
- (3) 介護予防活動を介さない娯楽的な活動を主の目的とする事業
- (4) 法令又は公序良俗に反する事業
- (5) 市の委託契約に基づき実施する事業

希望者が自由に参加できることが原則です。同年会など参加者が限定される活動は、補助金の対象になりません。

■「運営費補助」に計上できる経費 参考：補助金Q&A(手引きP.10～P.11)

対象経費	具体例
消耗品費	事務用品（ノート、ファイル、コピー用紙等）、書籍や教材費、消毒・除菌液など
食糧費	熱中症対策や必要な水分補給のための飲み物など
光熱水費	会場や施設で利用した冷暖房代など
印刷製本費	資料などの印刷代
郵送料	補助申請書類などの郵送料
機器借上・リース料	機器や機材などの借り上げにかかる料金
備品購入費	機材、機器等の備品購入費
講師謝金	高齢者の介護予防や重症化予防のための講師謝金（外部講師又は指導者資格を保有する講師に限る。）

◎補助対象とならないもの

人件費、大会の景品、会議に係る経費、運営者側の飲食代、事務所の維持管理
経費等は、補助対象となりません。

※詳しくは、「補助金Q&A」（手引きP.10～P.11）を確認してください。

☞補助金の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、購入する前に
半田市健康課までお問い合わせください。

■物品購入の方法について

補助物品を購入する際は、私物等とは一緒にせず購入するか、レシート・領収書
を分けて購入してください。

令和7年度分
①補助金交付申請書（様式第1号）・事業計画書(付表4)

様式第1号

半田市通所型

封筒に印字されている4桁のNoを
すべての書類に記入
※新規の団体は空欄

No. _____

半田市長様

ここは記入しないでください

代表者の情報を記入

(住所) **半田市東洋町二丁目●番地**
 (団体名) **はんだふれあい会**
 (代表者名) **半田 だし丸**
 (電話番号) **0569-21-●●●●**

半田市通所型サービスB 地域支え合い型補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 事業期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 交付申請額 金 **84,000円**

立ち上げ支援補助
令和7年4月1日以降に、新たに団体を立ち上げ、事業開始する場合に申請できます。

内訳 運営費補助
立ち上げ支援補助
施設利用補助

48,000円
0円
36,000円

運営費補助 ※手引きP.3参照
年間の延べ利用補助対象者（要支援1・2）の人数によって変わります。
施設利用補助
半田市内の施設が対象です。

活動内容等	開催日	第1・3木曜日					年間の活動回数
	開催時間	9:00～12:00					年間20回以上の活動が必要です。
	事業実施地域	実施地域に□をつけてください。 <input type="checkbox"/> 亀崎地区 <input type="checkbox"/> 乙川地区 <input checked="" type="checkbox"/> 半田地区 <input type="checkbox"/> 成岩地区 <input type="checkbox"/> 青山地区					
	実施場所	半田市東洋町二丁目1番地 はんだ区民館					
	活動内容	体操による体力の維持・向上					
	該当補助区分	該当するものに□を付けてください。 I 補助対象者年間延べ参加人数 <input type="checkbox"/> 10人以上 20人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 20人以上 40人未満 <input type="checkbox"/> 40人以上 60人未満 <input type="checkbox"/> 60人以上 80人未満 <input type="checkbox"/> 80人以上 <input type="checkbox"/> II「事業対象者」型で申請する					忘れずにチェックしてください。

※代表者の情報、参加申し込み先、事業内容は、市民に公開されます。

令和7年度分 ②収支予算書

No. _____

収支予算書

収入

(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
半田市通所型サービスB地域支え合い型補助金	84.000 円	I 運営費補助 48.000 円 II 立ち上げ支援補助 0 円 III 施設利用補助 36.000 円
計	84.000 円	

（注）I, II, IIIはそれぞれ上限額がありますので、上回らないよう留意してください。

支出

(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
I 運営費補助 (内訳) ・消耗品・	48.000 円	収入「I 運営費補助」の金額を 転記してください。
・食糧費 ・光熱水費 ・印刷製本費、郵送料 ・機器借上料 ・備品購入費 ・講師謝金	12.000 円 13.500 円 3.300 円 2.200 円 2.000 円	ヨガマット バランスボール コピー用紙 お茶ペットボトル はんだ区民館冷暖房代
II 立ち上げ支援補助	0 円	健康講座講師代
III 施設利用補助 ・施設利用料	36.000 円	はんだ区民館使用料
計	84.000 円	

収入の合計と支出の合計
を一致させてください。

- ・食糧費
- ・光熱水費
- ・印刷製本費、郵送料
- ・機器借上料
- ・備品購入費
- ・講師謝金

【支出(内訳)】
補助を受けたい物品及び
金額を科目ごとに記入し
てください。

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

令和7年度分 ③参加者名簿

※任意の様式で結構ですが、次の6点の項目を入れてください。

- ①氏名 ②生年月日 ③出席可否 ④補助対象者区分
- ⑤補助対象者参加人数 ⑥市内・65歳以上の参加人数

A 参加者全員を記載するパターン ※補助対象者を把握していない団体向け

※市で補助対象者を確認します

半田市通所型サービスB地域支え合い型事業 参加者名簿 団体名（はんだふれあい会 No. ●●●●）										
	氏名	生年月日	補助対象者及び 事業対象者 (対象者には○)	4/1	4/15	5/6	5/20	6/3	6/17	/
1	半田 太郎	S18.10.7		○	○	○	○	○	○	
2	東洋 花子	S16.6.22		○	×	○	○	○	○	
3	住吉 朝子	S10.1.6		○	○	○	×	×	○	
4	亀崎 正	S20.9.12		○	○	○	○			

補助対象者の参加人数	合計									
市内・65歳以上の参加人数（補助対象者含む）	合計	8	9	7	9	8	8			

補助対象者が不明な場合は
空欄で構いません

補助対象者が不明な場合は空欄で構いません。
把握している場合は○印を記入

B 補助対象者のみ記載するパターン ※補助対象者を把握している団体向け

半田市通所型サービスB地域支え合い型事業 参加者名簿 団体名（はんだふれあい会 No. ●●●●）										
	氏名	生年月日	補助対象者及び 事業対象者 (対象者には○)	4/1	4/15	5/6	5/20	6/3	6/17	/
1	半田 太郎	S18.10.7	○	○	○	○	○	○	○	
2	東洋 花子	S16.6.22	○	○	×	○	○	○	○	
3	住吉 朝子	S10.1.6	○	○	○	○	×	×	○	
4	亀崎 正	S20.9.12	○	×	○	○	○	×	○	
5										
6										
7										
8										

補助対象者の参加人数	合計	4	3	2	2	3	3			
市内・65歳以上の参加人数（補助対象者含む）	合計	8	9	7	9	8	8			

【※注意：年度末の実績報告に向けて】

実績報告時には、補助対象者だけでなく、半田市在住の65歳以上の参加者数について、
月ごとの「延べ参加者数」と「実参加者数」をご報告いただきます。

団体での記録をお願いいたします。

令和7年度分 ④個人情報保護に関する誓約書

No. _____

個人情報保護に関する誓約書

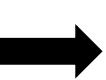
半田市長 殿

私どもは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護法その他の法令を遵守するとともに、業務上知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしないことを誓います。

この業務で取り扱う情報は、重要な個人情報を含むことから、本件業務の従事者に対し、個人情報保護についての教育を徹底するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の厳格な管理のために万全の措置を講じることを誓います。

ここは記入しないでください

団体名と代表者氏名を
ご記入ください。



団体名 はんだふれあい会
代表者氏名 半田 だいすけ

令和7年度分

半田市通所型サービスB 地域支え合い型補助金手続きの流れ

1 補助金交付申請

令和7年4月23日(水)まで

<提出書類>

- ① 半田市通所型サービスB 地域支え合い型補助金交付申請書（様式第1号）
事業計画書（付表4）
- ② 収支予算書
- ③ 参加者名簿
- ④ 個人情報保護に関する誓約書

2 半田市から補助金交付決定通知書（様式第2号）が届く（5月中）

領収書（レシート）
を大切に保存

※補助金の概算払い（前払い）を希望される場合
事前に健康課までお申し出ください。

3 半田市から半田市通所型サービスB 地域支え合い型補助金実績報告作成の手引き及び実績報告様式が届く（2月中）

4 実績報告の提出

令和8年4月3日(金)締切予定

<提出書類>

- ① 半田市通所型サービスB 地域支え合い型補助金実績報告書（様式第7号）
- ② 事業実績書
- ③ 収支決算（見込）書
- ④ 補助金精算払請求書（様式第9号）
- ⑤ 参加者名簿
- ⑥ 領収書（レシート）の写し
- ⑦ 通帳の写し

5 補助金額が確定し、半田市から補助金確定通知書（様式第8号）が届く。
令和8年5月中旬から下旬ごろに補助金入金

通所型サービスB補助金Q & A

R7.4 半田市 健康課

●運営費補助に関する質問

●運営費補助に関する質問		
1 消耗品費	個人のパソコンで出席表などを作成・印刷した。 インク代や紙代は補助対象か。 また、パソコンの修理代は補助対象になるか。	【補助○】運営のために使ったインク代や紙代は補助の対象です。 【補助×】個人所有のパソコン等の修理代は対象外です。
2 食糧費	食糧費は、具体的に何が認められるか。	食べ物・飲み物は、熱中症対策などを除き、会の運営に必須ではないため補助の対象ではありません。 【×】参加者と喫茶店やサロンで飲んだコーヒー代 【×】のど飴、塩飴・塩タブレット 【×】スタッフ等との会議や打ち合わせの飲食代 【×】領収書のないもの (例：自動販売機で購入したものなど) ただし、次の場合は補助対象になります。 【○】調理実習（お菓子作りなど）の材料費 【○】体操や屋外の活動における水分補給のための飲み物代
3 光熱水費	公民館のエアコン使用料は領収書が出ないが、補助対象になるか。	補助の対象です。 領収書がない場合は、『エアコン使用記録表』（使用日、金額の分かるもの）を作成し、年度末の実績報告時に領収書の代わりとして提出してください。
4 印刷費	インク代や紙代は補助対象のことだが、コンビニ等でコピーした場合、補助の対象になるか。	補助の対象です。 領収書がない場合は、『コピー代記録表』（使用日、金額、何をコピーしたか分かるもの）を作成し、年度末の実績報告時に領収書の代わりとして提出してください。
5 講師謝金	6年度から講師謝金が運営費補助に含まれたが、講師謝金としての上限額はあるか。	これまで講師謝金は1万円が上限でしたが、6年度以降は運営費補助に含みましたので、運営費の補助額まで講師謝金を計上できます。 講師謝金を使わない場合でも、上限額から差し引く必要はなく、その分を消耗品費などで利用いただけます。
6 講師謝金	講師謝金として計上できるものを具体的に教えてほしい。	介護予防、健康に関することや体力やレクリエーションの向上などに講師を招いた場合、謝礼を補助します。 半田市健康づくり連絡協議会のリーダーへの謝礼についても対象です。
7 講師謝金	参加者の内で、教えてくれる人がいるので謝礼を払いたいが対象となるか。	参加者同士での教え合いは補助対象外です。 ただし、参加者が指導者資格を持っている場合は補助対象とすることができます。 指導者資格は、「日本〇〇協会」が認定する資格、指導者研修修了など広く認めます。 ※証明となるもの等の提示を求める場合があります。

8	対象外	補助対象外になるものを具体的に教えてほしい。	<p>【×】人件費、大会の景品、親睦又は会議に係る経費 【×】事務所の維持管理費、備品類 【×】個人の持ち物になるもの 【×】商品券、図書券などの金券 【×】保険料</p> <p>また、介護予防活動に直接的な効果のない費用も対象外です。 【×】除草剤、殺虫剤、コートブラシ等のグラウンド整備用品 【×】氷やクーラーボックス、保冷剤等の冷却用品 【×】スタッフや運営側の会議で使用した施設利用料</p>
9	対象外	大会の参加費や交通費（電車代、ガソリン代等）は、補助の対象か。	大会に参加するか否かは介護予防に必須ではないため補助の対象ではありません。
●参加者数に関する質問			
10	参加者数	団体の運営者（ボランティアなど）は、参加者数にカウントしてよいのか。	運営者として活動することも介護予防につながるため、参加者数としてカウントすることができます。 (市内在住の65歳以上に限る。)
11	名簿	参加者名簿で必要な項目は何か。	<p>参加者名簿は任意様式で構いませんが、手引きP.7の「参加者名簿の記入例」をご覧いただき記載してください。</p> <p><記入していただきたい項目></p> <p>①氏名 ②生年月日 ③出席可否 ④補助対象者区分 ⑤補助対象者参加人数 ⑥市内・65歳以上の参加人数</p>
●補助金申請の条件に関する質問			
12	条件	「要支援者」とは、どういった方か。	介護保険の申請に基づいて、市が認定調査を行い、支援及び健康状態の悪化防止が必要と認定された方をいいます。 支援の必要性に応じて「要支援1」と「要支援2」があります。
13	条件	「事業対象者」とは、どういった方か。	包括支援センターが基本チェックリストを用いて、身体や認知機能等の状況を調査した上で、心身の健康状態が虚弱であると判断された方を「事業対象者」と呼びます。
14	条件	「事業対象者」型で申請する場合、包括支援センターの基本チェックリストによる調査はいつ行われるのか。	申請後5月から6月を予定しています。
15	条件	要支援の認定を受けていた方が年度途中で参加できなくなった場合、補助金の対象となるか。	延べ10回以上参加されていれば補助対象です。 なお、要支援者が不在でも、会の活動について、年間を通じて10以上の月にわたって20回以上の開催実績が必要です。

※補助の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、 事前に半田市健康課にお問い合わせください。